

議 案 第 15 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年9月1日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定及び住民基本台帳法の改正に伴い、個人番号カード等に係る手数料を整備するため。

## 松戸市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

住民基本台帳カードの交付又は再交付	1件につき 500円
-------------------	------------

」を

「

住民基本台帳カードの交付又は再交付	1件につき 500円
個人番号に関するカードの交付	別表第1の2に定める額

」に

改める。

第3条中「前条各号の証明書」を「前条に規定する証明」に改める。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第2条関係）

事務の種類	金額
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなった場合その他市長が必要と認める場合を除く。）	1件につき 500円

第2条 松戸市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条の表住民基本台帳カードの交付又は再交付の項を削る。

別表第1の2中「平成25年法律第27号」の次に「。以下この表において「番号法」という。」を加え、同表に次のように加える。

番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合その他市長が必要と認める場合を除く。）	1件につき 800円
---	------------

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。